

東京プロムナード・フィルハーモニカー

規約総則

2014年10月19日制定

2022年4月24日改定

2023年11月12日改定

第1章 名称

第1条 本楽団は東京プロムナード・フィルハーモニカー[独語名;Tokio Promenade Philharmoniker](以下、楽団という)と称する。

第2章 設立

第2条 本楽団は指揮者「佐藤 迪」氏及び弦楽器奏者「佐藤京子」氏の提唱により、両氏の呼び掛けに賛同し、両氏の音楽に共感するアマチュア演奏家が集結して2008年9月1日に設立されたものである。

第3章 目的

第3条 指揮者「佐藤 迪」を音楽監督とし、その指導の基、楽団はアマチュアオーケストラとしての活動の向上をはかり、主に東京及びその近郊地域における音楽文化の振興に寄与する事を目的とする。

第4章 音楽監督・団代表

第4条 音楽監督「佐藤 迪」は本楽団を代表すると共に本楽団の全ての責任を負うものとする。但し、「佐藤 迪」がその任を遂行出来なくなった場合は総会において代表を決定する。

第5条 音楽監督は音楽委員会の長を兼務する。

第6条 音楽監督は音楽委員会での協議に基き、役員会の了承の下、客演指揮者の任命を行う事が出来る。

第7条 音楽監督「佐藤 迪」がその任を遂行出来無いと判断した場合、音楽委員会との協議に基き、役員会の了承の下、後継の音楽監督の任命を行う事が出来る。

第5章 団副代表

第8条 共同設立者として「佐藤京子」を団の副代表とする。

第6章 団員

第9条 団員は音楽を愛好し、かつ楽団の目的に賛同し、所定の手続きを経たものを言う。

第10条 団員は楽団の活動に参加する権利及び義務を有する。

第11条 団員は団費を納入する義務を有する。

第12条 団員は所定の手続きを経ることによって、休団、退団する事ができる。

第7章 機関

第13条 楽団は第3条の目的を達するために次の機関を設ける。

- 1、総会
- 2、演奏会実行委員会
- 3、役員会
- 4、音楽委員会

第8章 総会

第14条 総会は楽団の最高議決機関である。

第15条 次の事項は総会に諮らねばならない

- 1、演奏会実行委員、会計監査役の選任
- 2、予算決算の承認
- 3、本規約の改正・承認
- 4、運営細則の改正・承認

総会は原則として次回の定期演奏会へ向けての最初の練習日に開催するものとする。但し、役員会が必要と認めた場合、又は団員の3分の1以上の連名による要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

第16条 総会は団員の過半数の出席によって成立する。

第17条 総会の議決は、出席者の過半数の同意によるものとする。

第18条 総会においては団代表が、臨時総会においては団代表又は団員の代表が議事進行するが、代理を任命することも出来る。

第9章 演奏会実行委員会

第19条 団の運営のために定期演奏会毎に演奏会実行委員会を設置する。

第20条 演奏会実行委員会は運営方針の立案、活動方針の立案、重要案件の検討及び方針の決定、総会への提言及び発案の検討等、団運営の基本的な部分を協議する。

第21条 演奏会実行委員会は以下の委員と音楽監督によって構成され、各委員の定員及び役割は以下のとおりとする。

- 1、演奏会実行委員長(1名): 団代表「佐藤 迪」が務める

委員長は必要に応じ演奏会実行委員会を招集し、楽団の運営に関する協議を実施することが出来る。

団の統率及び運営の管理。

- 2、演奏会実行副委員長(1名): 演奏会実行委員の互選により決定する。

演奏会実行委員長の補佐。

- 3、演奏会実行委員(若干名): 団員の互選により決定する

委員会において発言・提案をし、決議権を有す。

- 4、実行委員の中からインスペクター・会計係を選任する。

また、実務担当者とし委員会において助言・提案をする事が出来る。

第22条 演奏会実行委員会は委員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により議決出来る。

第23条 演奏会実行委員の任期は原則として次回の総会までとし、再任を妨げない。

第10章 役員会

第24条 通常の団の活動を円滑にする為役員会を置く。役員会は以下の役職者によって構成される。

音楽監督及び演奏会実行委員長は必要に応じ役員会を招集し、楽団の通常の業務に関する協議を実施することが出来る。

- 1、音楽監督(団代表)
- 2、団副代表
- 3、演奏会実行副委員長
- 4、インスペクター
- 5、会計係

第11章 音楽委員会

第25条 音楽委員会は以下の者により構成され、必要に応じて音楽監督が招集する。

- 1、音楽監督(音楽委員長とする)
- 2、コンサートマスター及びコンサートミストレス
- 3、各パートリーダー(各楽器にパートリーダーを置く)
- 4、インスペクター
- 5、団員はオブザーバーとして音楽委員会に参加出来る。

第26条 音楽委員会の役割は原則として以下のとおりとする。

- 1、定期演奏会の選曲
- 2、練習計画の立案
- 3、エキストラ要否の判断及び手配
- 4、トレーナー要否の判断及び手配
- 5、ソリストの選任

第12章 会計

第27条 楽団の収入は、団費、その他の収入による。

第28条 楽団の会計年度は毎年1月1日から12月31日とし、年始に前年の会計(決算)報告をするものとする。また、余剰金が生じた場合には次年へ繰り越すことが出来る。

第29条 前条の会計とは別に定期演奏会毎の財務報告を行う

第30条 楽団の会計監査は、別に総会で承認された監査役がその任にあたる。

第13章 会計監査

第31条 演奏会実行委員会とは別に、会計監査役(1名)を置く。監査役は本楽団の会計を監査する。

第32条 会計監査役は総会において選任され、その任期は原則として次回の総会までとし、再任を妨げない。

第14章 除名

第33条 団員が、楽団若しくは他の団員の名誉を傷つけ、若しくは楽団の目的に著しく反した場合には、総会の議決を経てこれを除名することができる。

第15章 補足

第34条 団の運営に必要な規則は、演奏会実行委員会で検討の上、総会の承認を得て別途運営細則として定める。

本規約は2023年11月12日改定発効した。